

議案第90号

平成28年台風10号等による被災企業復興支援に関する条例廃止の件

平成28年台風10号等による被災企業復興支援に関する条例を次のとおり廃止しようとするものであります。

令和5年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

平成28年台風10号等による被災企業復興支援に関する条例を廃止する条例  
平成28年台風10号等による被災企業復興支援に関する条例（平成29年条例第22号）  
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の条例第6条の規定による利子補給の認定を受けている者に対する利子の補給については、なお従前の例による。

説 明

被災企業に対する融資の利子補給及び助成金の交付が令和4年度をもって完了することに伴い、本条例を廃止するものであります。